

次期菰野町総合計画策定方針

令和 2 年 3 月

1. 策定の趣旨

本町は、平成 23 年度から令和 2 年度までを計画期間とする「第 5 次菰野町総合計画」（以下「第 5 次総合計画」という。）に掲げる将来像「自然の中に人々が集う、笑顔と活力のまち 菰野」をまちの将来像として、町民の皆さまとともに、まちづくりを総合的かつ計画的に推進してきました。

近年は、人口減少や少子高齢化、地球温暖化の進行、日本各地における大地震や豪雨による水害発生など自然災害の多発、経済のグローバル化による感染症リスクの拡大など、本町を取り巻く状況は大きく変化し、様々な場面においてより多くの、積極的な住民参加がまちづくりに求められています。

このような状況の中、第 5 次総合計画が令和 2 年度をもって満了することから、本町を取り巻く社会環境・経済情勢・町民ニーズ等の変化に的確に対応するため、令和 3 年度を初年度とする「次期菰野町総合計画」（以下「次期総合計画」という。）を策定します。

また、地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）の施行（平成 23 年 8 月 1 日）により、市町村の基本構想策定義務（改正前の地方自治法第 2 条第 4 項）が撤廃されましたが、町政を総合的かつ計画的に運営するためには、長期的な展望のもと、本町が目指すべき将来像やまちづくりの行動指針などを町民と共有するための基本的かつ総合的な計画（以下「総合計画」という。）は引き続き必要であり、また、目指すべき将来像を策定することにより、町民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、それを果たすことで持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。よって、菰野町は第 5 次総合計画を引き継ぐ、それらの実現に向けた施策や事業を総合的かつ体系的に基本的な指針として示す次期総合計画を策定します。

2. 次期総合計画の名称

第 5 次総合計画を引き継ぐ計画であることから、現時点では「第 6 次菰野町総合計画」と仮定しております。

3. 次期総合計画策定の方向性

総合計画は、中長期的な視点によるまちづくりの方針を明らかにし、その実現のための方策を示すものであり、総合的に実施される行政の運営において基本となる計画です。これまでの総合計画の役割・成果等を踏まえ、次期総合計画の策定に当たっての方向性は次のとおりです。次期総合計画は、大きく変動する社会情勢の中で、その時々々の町民ニーズや新たな課題に適切に対応できるよう、現行の総合計画を踏まえながら、町民と行政がともにその役割を果たし、厳しい財政環境に耐え得る実効性のある計画とすることを目標に、次の基本的考え方のもとに計画を策定します。

（1）将来人口を見据えた計画であること。

人口推計は平成 27 年 10 月に策定した菰野町人口ビジョンを基礎として改めて行うことを考えていますが、それに基づき、少子高齢化、人口減少への対応、その中にある活力あるまちを目指す計画を策定します。

（2）地域の特性を生かした計画であること。

菰野町に住むことに愛着を感じられるよう、自然豊かな環境など菰野町の特性を生かした計画を策定します。

(3) 検証可能で実効性のある計画であること。

策定後の進捗管理を行いやすい計画づくりをすることで実効性のある計画を策定します。

(4) 個別計画と整合性のある計画であること。

町の各種政策や分野別計画との整合性を図り、計画を策定します。

(5) 町民参加により策定された計画であること。

より多くの町民から意見を聴取するとともに、策定過程において町民が積極的に関わることに
より、策定後においてもまちづくりを自分のこととして考え、主体的にまちづくり活動に参加す
る町民を増やすことを重点に置き、計画を策定します。

(6) 町民が親しみやすくわかりやすい計画であること。

構成や表現を簡潔なものとするとともに、身近に感じられる工夫をすることで、町民が親しみ
やすくわかりやすい計画を策定します。

4. 総合計画の期間と構成

第5次総合計画の計画期間は平成23年度から始まる10年間であり、その構成は基本構想、基本計
画で構成され、その実行計画として、推進計画等を策定し、総合計画の推進に努めてきました。

次期総合計画についても、情勢の変化への対応、計画策定の都度行う基礎調査のスパンから、計画
期間は10年間程度が妥当と考えています。ただし、実行計画については一事業の見通し、計画の実
効性から3年程度のスパンが妥当と考えていることから、様々な側面の影響を考慮しながら計画期間
を検討中です。また、構成については町民への分かりやすさを第一に考え、一新することも含めて検
討中です。

5. 策定体制

計画策定にあたり、円滑かつ効率的な策定とするため、次の体制により策定作業を行います。

(1) 菰野町総合計画策定検討委員会

目的：総合計画案についての提言

役割：次期総合計画策定に係る必要な調査及び審議に基づく意見具申及び助言を行う。

構成員：町内関係団体の代表者等、学識経験者、町長が必要と認める者から15人以内で構成
します。

※ 上記の構成員により政策分野別に部会を設置し、専門的な領域の検討、意見の取りまとめ
を行います。

(2) 菰野町総合計画庁内策定検討委員会

目的：総合計画に関する計画原案の作成

役割：総合計画の策定に係る基本となるべき事項の検討及び調整。総合計画策定の基本方針、
総合計画の構成及びそれに基づく計画策定の検討及び調整。

構成員：企画情報課長を委員長に、関係各課課長補佐等を委員として構成します。

※ 上記の構成員（必要に応じ関係各課の所属員）により政策分野別に部会を設置し、各部署
の計画素案作成のため資料収集等を行い、専門的な領域の検討、総合計画素案作成を行いま
す。

6. 町民参加

まちづくりの方向性を町民と共有するため、より多くの町民から意見を聴取するとともに、総合計画の策定過程において町民が積極的に関わることにより、策定後においてもまちづくりを自分のこととして考える町民が増えるよう、次の町民参加を行い計画全般にわたり町民参加に努めます。

(1) 意識調査（アンケート調査）

目的：町民のまちづくりに対する意見等を把握し、総合計画策定のための基礎資料とします。

役割：町民や若い世代のまちづくりに対する意識を調査し、総合計画で取り組むべき課題などを分析します。

対象：町民、中学生など

(2) 地区懇談会（仮）

目的：広く町民の意見を求める機会を設定します。

役割：広く町民からの直接の意見を聴くとともに、地区別を実施することにより各地区の課題に基づく意見を求めます。また、この場を設けることで総合計画について町民に知ってもらい、その策定参加を促します。（手法については検討中）

対象：町内5地区の皆様

(3) パブリックコメント

目的：基本構想（案）について町民から広く意見を求めます。

役割：総合計画の原案を事前公表して、広く町民の意見や、情報提供を求めることによって、行政運営の構成の確保と透明性の向上を図ります。

対象：町民等

(4) その他

目指すべき菟野町の将来像やまちづくりについて自分のこととしてとらえる町民を増やすため、総合計画について町民にもっと知ってもらう取組み等を随時検討します。

7. 策定スケジュール

令和2年度の主な総合計画策定スケジュール（予定）は、次のとおりです。なお、令和元年度については、アンケート調査、基礎調査、第5次総合計画の検証、次期総合計画素案作成用資料の作成等について実施しました。これらの一部については引き続き実施します。

区分/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
総合計画策定	→											
実行計画策定	→											
町議会	→ 提案											
策定検討委員会	→											
庁内策定検討委員会	→											
町民参加	意識	意識			地区懇		パブコメ					